



宮 崎 県 公 報

平成26年3月28日（金曜日）号外 第16号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

	頁
企業局企業管理規程	
○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程……………	1

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成26年3月28日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第3号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 決算（第86条・第87条）</p> <p>第8章～第15章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）<u>第1条</u>の規定に基づき、別に定めるもののほか、企業局（以下「局」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（8） [略]</p> <p>（会計及び経理区分）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（勘定及び勘定科目）</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 決算（<u>第86条</u>―<u>第87条</u>）</p> <p>第8章～第15章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）<u>第2条第1項</u>の規定に基づき、別に定めるもののほか、企業局（以下「局」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（8） [略]</p> <p><u>（9） キャッシュ・フロー 前号の現金等の増加又は減少をいう。</u></p> <p>（会計、経理及び報告セグメントの区分）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>施行規則第40条第2項に規定する管理規程で定める報告セグメントの区分は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1） 電気事業</p> <p>ア 卸供給事業</p> <p>イ 附帯事業</p> <p>（2） 工業用水道事業</p> <p>（3） 地域振興事業</p> <p>（勘定及び勘定科目）</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>（重要性の判断基準）</u></p>

<p>(企業出納員等)</p> <p>第 7 条 法第 28 条に規定する企業出納員として、局に企業出納員及び物品分任出納員（以下「企業出納員等」という。）を置き、それぞれ次の各号に定める職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 物品分任出納員 電気課長及び電気課課長補佐 施設管理課長及び施設管理課課長補佐</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 企業出納員の事務を補助する企業会計員には、総務課出納担当に勤務する職員をもって充て、物品分任出納員の事務を補助する企業会計員には、<u>総務課総務・管財担当に勤務する職員（電気課又は施設管理課兼務を命ぜられた職員に限る。）</u>及び施設管理課契約・設備改良担当に勤務する職員をもって充てる。</p> <p>(予算見積書の作成)</p> <p>第 21 条 [略]</p> <p>2 総務課長は、前項の規定により送付を受けた予算見積書について、必要な調整を行って予算原案及び予算に関する説明書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(予備費の充用)</p> <p>第 28 条 [略]</p>	<p>第 4 条の 2 前条の勘定及び勘定科目における会計に関する書類の表示に係る重要性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 収益又は費用のうち、その金額が収益又は費用の総額の 1,000 分の 1 を超えるもの（特別利益又は特別損失については 1,000 万円を超えるものに限る。）については、当該収益又は費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。</p> <p>(2) 資産又は負債のうち、その金額が資産の総額の 100 分の 1 を超えるものについては、当該資産又は負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。</p> <p>2 会計処理に係る重要性の判断基準についても、前項の規定と同様とする。</p> <p>(企業出納員等)</p> <p>第 7 条 法第 28 条に規定する企業出納員として、局に企業出納員及び物品分任出納員（以下「企業出納員等」という。）を置き、それぞれ次の各号に定める職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 物品分任出納員 <u>工務課長及び工務課課長補佐</u> 電気課長及び電気課課長補佐 施設管理課長及び施設管理課課長補佐</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 企業出納員の事務を補助する企業会計員には、総務課出納担当に勤務する職員をもって充て、物品分任出納員の事務を補助する企業会計員には、<u>工務課契約・技術調整担当に勤務する職員（契約に関する事務を担当する職員に限る。）</u>及び施設管理課契約・設備改良担当に勤務する職員（<u>契約に関する事務を担当する職員に限る。</u>）をもって充てる。</p> <p>(予算見積書の作成)</p> <p>第 21 条 [略]</p> <p>2 総務課長は、前項の規定により送付を受けた予算見積書について、必要な調整を行って予算原案及び次に掲げる予算に関する説明書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。なお、<u>予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>予算の実施計画</u></p> <p>(2) <u>予定キャッシュ・フロー計算書</u></p> <p>(3) <u>給与費明細書</u></p> <p>(4) <u>継続費に関する調書</u></p> <p>(5) <u>債務負担行為に関する調書</u></p> <p>(6) <u>予定貸借対照表（当該事業年度）</u></p> <p>(7) <u>予定損益計算書（前事業年度）</u></p> <p>(8) <u>予定貸借対照表（前事業年度）</u></p> <p>(9) <u>施行規則第 35 条各号に規定する事項を注記した書類</u></p> <p>(予備費の充用)</p> <p>第 28 条 [略]</p> <p>(<u>予算超過の支出</u>)</p> <p>第 28 条の 2 主務課長等は、法第 24 条第 3 項の規定により、業務量の増加のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用しようとするときは、当該経費の名称及び金額、使用しようとする理由等を記載した文書を総務課長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による提出を受けた総務課長は、内容を審査の上、<u>管理者の決裁を受けなければならない。</u></p> <p>3 現金の支出を伴わない経費について必要がある場合は、予算に</p>
---	--

(収入金の徴収又は収納の委託)

第45条 [略]

(予算執行伺及び合議)

第46条 予算を執行しようとするときは、その理由、金額、事業年度、予算科目、勘定科目、その他必要な事項を記載した書類を作成し、予算執行伺をしなければならない。ただし、次に掲げる経費に係るものについては支出命令書をもって、賃金については、定数外職員の雇用に係る書類をもって、物品の購入又は修繕に係るものについては物品購入要求書又は物品修繕要求書をもってこれに代えることができる。

(1)～(9) [略]

2 [略]

(請求書による原則)

第52条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてしなければならない。ただし、次の各号に掲げるもの及び経費の性質等により請求書を提出させることが適当でない認められるものについて

定める金額を超えて支出することができる。

(収入金の徴収又は収納の委託)

第45条 [略]

(不納欠損の整理)

第45条の2 収入徴収者は、調定した収入金が次の各号のいずれかに該当するときは、不納欠損金として整理することができるものとする。

(1) 債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をし、又は援用する意思があるものとみなされるとき(法律の規定により債務者の援用を待たずに消滅する債権にあっては、その消滅時効が完成したとき。)

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第96条第1項第10号の規定により納入義務者に係る債権を放棄したとき。

(3) 自治法第231条の3第3項の規定により滞納処分をすることができる徴収金について、滞納処分の執行停止後3年を経過したことによりその債権が消滅したとき。

(4) 裁判所の判決により債権の不存在が確定したとき。

(5) 納入義務者が死亡し、限定承認をした相続人がその相続により納付の義務を負うこととなった債務について、相続によって得た財産の限度において納付してもなお未納があるとき。

(6) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項及び会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項の規定により納入義務者が当該債権につきその債務を免責されたとき。

(7) 納入義務者である法人の清算が終了したことにより当該法人の債務が消滅したとき。ただし、当該法人の債務について、他の弁済の責に任ずべき者があり、その者について第1号から前号までに規定する理由がないときを除く。

(8) 其他法令の規定により納入義務者の債務が免除され、又は債権が消滅したとき。

2 収入徴収者は、不納欠損金の整理をしようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。ただし、1件の金額が3,000円以下のもの(自治法第96条第1項第10号に規定する権利の放棄に該当するものを除く。)については、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により整理をした不納欠損金については、直ちに、管理者に報告しなければならない。

4 収入徴収者は、第1項の規定により不納欠損金の整理をしたときは、不納欠損金整理調書を作成し、企業出納員に通知しなければならない。

(予算執行伺及び合議)

第46条 予算を執行しようとするときは、その理由、金額、事業年度、予算科目、勘定科目、その他必要な事項を記載した書類を作成し、予算執行伺をしなければならない。ただし、次に掲げる経費に係るものについては支出命令書をもって、賃金については定数外職員の雇用に係る書類をもって、物品の購入又は修繕に係るものについては物品購入要求書又は物品修繕要求書をもって、現金の支出を伴わない経費に係るものについては振替伝票をもってこれに代えることができる。

(1)～(9) [略]

2 [略]

(請求書による原則)

第52条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてなければならない。ただし、次の各号に掲げるもの及び経費の性質等により請求書を提出させることが適当でない認められるものについて

では、これによらないことができる。

(1)～(7) [略]

(8) 次条第3号、第4号、第9号及び第10号に規定する資金前渡に係る経費

2 [略]

(資金前渡できる経費の指定)

第53条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。

(1)～(10) [略]

(隔地払)

第67条 企業出納員は、隔地払をしようとするときは、隔地払支払依頼書及び隔地払通知書を作成し、出納取扱金融機関に送付しなければならない。

(決算手続き)

第86条 [略]

2 [略]

3 総務課長は、第1項の決算処理方針に基づき、主務課長等に必要な資料の提出を求め、次の各号に掲げる決算整理手続を行うものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 退職給与引当金及び修繕準備引当金の確定

(4) 繰延資産の償却

(5) [略]

(6) 共有設備費分担額の確定

(7) 濁水準備引当金の確定

(8) [略]

では、これによらないことができる。

(1)～(7) [略]

(8) 次条第3号、第4号、第9号、第10号及び第12号に規定する資金前渡に係る経費

2 [略]

(資金前渡できる経費の指定)

第53条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。

(1)～(10) [略]

(11) 出張先において、即時支払をしなければ購入し、利用し、又は使用することができないものに要する経費

(12) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく再資源化預託金及び再資源化預託金等の管理に関する料金

(隔地払)

第67条 企業出納員は、隔地払をしようとするときは、隔地払支払依頼書及び隔地払通知書を作成し、隔地払支払依頼書については出納取扱金融機関に、隔地払通知書については債権者に送付しなければならない。

(決算手続)

第86条 [略]

2 [略]

3 総務課長は、第1項の決算処理方針に基づき、主務課長等に必要な資料の提出を求め、次の各号に掲げる決算整理手続を行うものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 繰延収益の償却

(4) 引当金の確定

(5) 資産の評価

(6) [略]

(7) [略]

(引当金の計上基準)

第86条の2 毎事業年度における引当金の計上基準は、次の各号に掲げる種類ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 退職給付引当金 当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当（企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年宮崎県条例第46号。以下「局長給与等条例」という。）第5条第1項に規定する退職手当及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第4号。以下「企業職員給与条例」という。）第13条第1項に規定する退職手当をいう。）の総額のうち、第3条に規定する経理区分において負担すべき額

(2) 特別修繕引当金 数事業年度ごとに定期的に行われる大規模修繕（以下「特別修繕」という。）について、支出予定額のうち前回の特別修繕の翌事業年度から当該事業年度までの年数分の負担に属する額

(3) 修繕引当金 毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、かつ当該修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものの設計額

(4) 貸倒引当金 以下の区分により算定する貸倒見込額

ア 一般債権 債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の

<p>(決算書類の作成)</p> <p>第87条 総務課長は、前条第3項に規定する決算整理手続き終了後、特別会計ごとに次の各号に掲げる決算書類を作成し、5月20日までに管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>2 総務課長は、前項の決算書類のほか、各号に掲げる書類を作成しなければならない。</p> <p>(1) 減価償却明細書</p> <p>(2) 投資及び基金明細書</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第89条 [略]</p> <p>2 前項の契約保証金は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(3)～(7) [略]</p>	<p>状況に応じて求めた過去の貸倒実績率により算定</p> <p>イ 貸倒懸念債権 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定</p> <p>ウ 破産更生債権 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額により算定</p> <p>(5) 賞与引当金 職員の期末・勤勉手当(局長給与等条例第4条第1項に規定する期末手当並びに企業職員給与条例第11条第2項に規定する期末手当及び企業職員給与条例第12条第1項に規定する勤勉手当をいう。以下同じ。)のうち、当該事業年度の末日における支給予定額に基づく当該事業年度の負担に属する額</p> <p>(6) 法定厚生費引当金 職員の期末・勤勉手当に係る法定厚生費のうち、当該事業年度の末日における支払予定額に基づく当該事業年度の負担に属する額</p> <p>(積立金)</p> <p>第86条の3 法第32条第2項の規定により行う利益の処分として積み立てる積立金の名称は、次の各号に掲げる特定の目的ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 企業債の償還財源 減債積立金</p> <p>(2) 欠損時の補てん財源 利益積立金</p> <p>(3) 企業債以外の借入金の償還財源 借入金償還積立金</p> <p>(4) 地域振興のための財源 地方振興積立金</p> <p>(5) 建設改良費の補てん財源 建設改良積立金</p> <p>(6) 緑のダム造成事業の補てん財源 緑のダム造成事業積立金</p> <p>2 前項の積立金は、議会の議決を経て積み立てるものとする。</p> <p>(決算書類の作成)</p> <p>第87条 総務課長は、第86条第3項に規定する決算整理手続き終了後、特別会計ごとに次の各号に掲げる決算書類を作成し、5月20日までに管理者の決裁を受けなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(13) 施行規則第35条各号に規定する事項を注記した書類</p> <p>2 総務課長は、前項の決算書類のほか、各号に掲げる書類を作成しなければならない。</p> <p>(1) 固定資産明細書</p> <p>(2) 投資その他の資産明細書</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 繰延収益明細書</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10) 評価・換算差額等明細書</p> <p>(11) [略]</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第89条 [略]</p> <p>2 前項の契約保証金は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(3)～(7) [略]</p>
--	---

<p>(保証金の還付)</p> <p>第93条 入札保証金は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。）以下「自治法」という。）</u>第 234条第 4 項に該当する場合を除き、落札決定後に、契約保証金は、同法第 234条の 2 第 2 項本文の規定に該当する場合を除き、契約履行の確認又は目的物引渡終了後に還付する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(履行遅滞)</p> <p>第97条 [略]</p> <p>2 前項の損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、<u>年 3.0パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）</u>で計算した額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(整理区分)</p> <p>第 131条 [略]</p> <p>2 <u>有価証券は、額面金額によって整理しなければならない。</u></p> <p>(受入れ又は払出しの通知)</p> <p>第 150条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 <u>企業出納員は、受入れの通知を受けた物品が備品であるときは、関係書類を添えて総務課長へ固定資産取得の報告をしなければならない。</u></p> <p>(備品、準備品台帳等の修正)</p> <p>第 164条 [略]</p> <p>2 <u>物品管理者は、前項の場合において修正する物品が備品であるときは、第 191条に規定する書類を添えて通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第 1 項又は前項の通知を受けた企業出納員は、直ちに備品、準備品出納簿を修正するとともに、前項の通知を受けたときは、第 191条に規定する書類を総務課長へ送付しなければならない。</u></p> <p>(不用品等の処分等)</p> <p>第 166条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 物品受払通知者は、第 2 項第 2 号及び前項の規定により不用品等の処分が決定したときは、企業出納員に<u>払出し通知</u>しなければならない。ただし、処分の決定した不用品等が備品であるときは、<u>固定資産除却申請書を添えて通知</u>しなければならない。</p> <p>5 <u>前項ただし書の通知を受けた企業出納員は、固定資産除却申請書を総務課長へ送付しなければならない。</u></p> <p>(取得価額)</p> <p>第 183条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(8) <u>不動産の買入れ若しくは借入れ又は物件の移転保証を行う契約その他これに類する契約で契約保証金を納めさせる必要がないと認められる契約を締結するとき。</u></p> <p>(保証金の還付)</p> <p>第93条 入札保証金は、自治法第 234条第 4 項に該当する場合を除き、落札決定後に、契約保証金は、同法第 234条の 2 第 2 項本文の規定に該当する場合を除き、契約履行の確認又は目的物引渡終了後に還付する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(履行遅滞)</p> <p>第97条 [略]</p> <p>2 前項の損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、<u>年 2.9パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）</u>で計算した額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(整理区分)</p> <p>第 131条 [略]</p> <p>2 <u>前条の預り有価証券は、額面金額によって整理しなければならない。</u></p> <p>(受入れ又は払出しの通知)</p> <p>第 150条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(備品、準備品台帳等の修正)</p> <p>第 164条 [略]</p> <p>2 前項の通知を受けた企業出納員は、直ちに<u>備品・準備品出納簿</u>を修正しなければならない。</p> <p>(不用品等の処分等)</p> <p>第 166条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 物品受払通知者は、第 2 項第 2 号及び前項の規定により不用品等の処分が決定したときは、企業出納員に<u>払出通知</u>しなければならない。</p> <p>(取得価額)</p> <p>第 183条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>ファイナンス・リース契約によるもの</u></p> <p><u>ア 局において当該リース契約に係る物件の貸手の購入価額等</u>が明らかな場合は、<u>利息相当額部分及び維持管理費用相当額を除くリース料総額（残価保証がある場合は、残価保証額を含む。また、所有権移転外ファイナンス・リース契約において未経過リース料が当該期末残高、有形固定資産及び無形固</u></p>
--	--

<p>(減価償却の方法)</p> <p>第 187条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 施行規則第 8 条第 2 項の規定に基づく特別償却の率は、100分の50の範囲内において、毎事業年度管理者が定めるものとする。</p> <p>(減価償却の特例)</p> <p>第 188条 有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において、施行規則第 8 条第 3 項各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合、当該帳簿価額が電気事業会計については1,000円、工業用水道事業会計及び地域振興事業会計は1円に達するまで減価償却を行うものとする。</p> <p>(固定資産台帳)</p> <p>第 189条 総務課長は、固定資産(建設仮勘定、建設準備勘定及び除却勘定並びに投資及び基金に属するものを除く。以下この節において同じ。)の取得、管理等の状況を固定資産台帳に整理しておかなければならない。</p> <p>(取得及び異動の報告)</p> <p>第 191条 主務課長等は、固定資産(備品を除く。)の取得、分類替え、所管換え、保管換え、用途の変更又は売却を行ったときは、関係証拠書類を添えて総務課長へ報告しなければならない。</p> <p>2 主務課長等は、固定資産(備品を除く。)を除却するときは固定資産除却申請書を総務課長に提出しなければならない。ただし、予算の執行を伴う除却については、固定資産除却報告書をもってこれに代えることができる。</p> <p>(管理等)</p> <p>第 192条 固定資産(備品を除く。)の取得、管理等については、この規定に定めるほか別に定めるところにより、効率的かつ適正に管理しなければならない。</p> <p>(履行期限延長の手続等)</p> <p>第 199条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第 2 項本文の延納利息の率は、年 3.0パーセント(この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適当である場合は、この率を下る率によることができる。</p>	<p>定資産の期末残高の合計額に占める割合が10パーセント未満と認められる場合は、利息相当額部分を控除しないことができる。)を割り引いた現在価値と貸手の購入価額等とのいずれか低い額</p> <p>イ 貸手の購入価額等が明らかでない場合は、アに掲げる現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額</p> <p>2 前項第 6 号の固定資産に該当するものでも、次に掲げる個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。</p> <p>(1) 取得価額又は製作価額(消費税及び地方消費税額を除く。)が10万円未満のリース取引</p> <p>(2) リース期間が1年以内のリース取引</p> <p>(3) 局の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額(維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。)が300万円以下のリース取引</p> <p>(減価償却の方法)</p> <p>第 187条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 施行規則第15条第 2 項の規定に基づく特別償却の率は、100分の50の範囲内において、毎事業年度管理者が定めるものとする。</p> <p>(減価償却の特例)</p> <p>第 188条 有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において、施行規則第15条第 3 項各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合、当該帳簿価額が電気事業会計については1,000円、工業用水道事業会計及び地域振興事業会計は1円に達するまで減価償却を行うものとする。</p> <p>(固定資産台帳)</p> <p>第 189条 総務課長は、固定資産(固定資産仮勘定及び投資その他の資産に属するものを除く。以下この節において同じ。)の取得、管理等の状況を固定資産台帳に整理しておかなければならない。</p> <p>(取得及び異動の報告)</p> <p>第 191条 主務課長等及び企業出納員は、固定資産の取得、分類替え、所管換え、保管換え、用途の変更又は売却を行ったときは、関係証拠書類を添えて総務課長へ報告しなければならない。</p> <p>2 主務課長等及び企業出納員は、固定資産を除却するときは固定資産除却申請書を総務課長に提出しなければならない。ただし、予算の執行を伴う除却については、固定資産除却報告書をもってこれに代えることができる。</p> <p>(管理等)</p> <p>第 192条 固定資産の取得、管理等については、この規程に定めるほか別に定めるところにより、効率的かつ適正に管理しなければならない。</p> <p>(履行期限延長の手続等)</p> <p>第 199条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第 2 項本文の延納利息の率は、年 2.9パーセント(この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適当である場合は、この率を下る率によることができる。</p>
---	---

<p>5 [略] (特別会計及び経理区分単位の帳簿)</p> <p>第 206 条 主務課長等は、特別会計又は経理区分単位ごとに次に掲げる帳簿を備え所定の事項を記帳しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略] (3) <u>企業債台帳</u> (4)～(7) [略] (亡失又はき損の報告)</p> <p>第 229 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定は、法第34条で準用する<u>地方自治法</u>第 243条の 2 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。 (賠償責任を有する補助職員の指定)</p> <p>第 230 条 法第34条で準用する<u>地方自治法</u>第 243条の 2 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、<u>次各号</u>に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1) 支出負担行為並びに<u>地方自治法</u>第 232条の 4 第 1 項の命令及び同条第 2 項の確認並びに支出又は支払 企業局事務決裁規程の規定により、当該行為について専決又は代決の権限を有する職員</p> <p>(2) <u>地方自治法</u>第 234条の 2 第 1 項の監督又は検査 第 100条第 1 項又は第 101条第 1 項の規定により、契約担当者から監督又は検査を命ぜられた職員</p>	<p>5 [略] (特別会計及び経理区分単位の帳簿)</p> <p>第 206 条 主務課長等は、特別会計又は経理区分単位ごとに次に掲げる帳簿を備え所定の事項を記帳しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略] (3) <u>企業債（借入金）台帳</u> (4)～(7) [略] (亡失又はき損の報告)</p> <p>第 229 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定は、法第34条で準用する<u>自治法</u>第 243条の 2 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。 (賠償責任を有する補助職員の指定)</p> <p>第 230 条 法第34条で準用する<u>自治法</u>第 243条の 2 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、<u>次の各号</u>に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1) 支出負担行為並びに<u>自治法</u>第 232条の 4 第 1 項の命令及び同条第 2 項の確認並びに支出又は支払 企業局事務決裁規程（<u>平成 3 年宮崎県企業局企業管理規程第 3 号</u>）の規定により、当該行為について専決又は代決の権限を有する職員</p> <p>(2) <u>自治法</u>第 234条の 2 第 1 項の監督又は検査 第 100条第 1 項又は第 101条第 1 項の規定により、契約担当者から監督又は検査を命ぜられた職員</p>
---	---

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 勘定科目表
電気事業会計勘定科目表
収益

1 電気事業収益

款	項	目	節	細節	細々節	備考
営業収益	電力料	電力料				電気事業者との間で個別に受給契約を締結したものを整理する。 電気事業の運営に伴って通常発生するものを種類別に整理する。
		(何) 発電所電力料				
附帯事業収益	営業雑収益	住宅使用料				附帯事業に関する収益について整理する。
		行政財産使用料 電話添架料 雑口				
財務収益	電力料	小水力電力料				「営業雑収益」に準じて整理する。
		太陽光電力料				
	附帯事業雑収益					
	受取配当金	株式配当金			銘柄別に整理する。	
	受取利息	有価証券利息			銘柄別に整理する。	

営業外収益	基金収益	貸付金利息 預金利息 雑利息	預金利息 担保預金利息		貸付先別に整理する。 預金先別に整理する。 受取利息のうち上記の各目に該当しないものを整理する。 公営企業基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年宮崎県条例第31号。以下「基金設置条例」という。）第2条各号に定める基金から生ずる収益を種類別に整理する。 基金設置条例で定める基金名を目とする。 「営業収益」、「附帯事業収益」及び「財務収益」の各科目に該当しない収益を整理する。
	固定資産売却益 長期前受金戻入 受贈財産評価額 寄附金 補助金		国庫補助金 その他補助金		固定資産を売却したことによって生ずる利益額のうち、1件当たりの重要性が乏しいものを整理する。 施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益とするものを整理する。
特別利益	引当金戻入益	工事負担金 その他長期前受金			「引当金」の目的外取崩しによる戻入益を引当金ごとに整理する。
	営業外雑収益	退職給付引当金戻入 特別修繕引当金戻入 賞与引当金戻入 貸倒引当金戻入 有価証券売却益 事業外固定資産管理収益 物品売却益 消費税雑収益 雑口			「営業外収益」で上記の科目に該当しないものを整理する。 「短期投資」に整理される有価証券の売却益又は「長期投資」に整理される有価証券の売却益額が軽微なものを整理する。

	固定資産売却 益 過年度損益修 正益 その他特別利 益					のを整理する。 固定資産の売却価額が当該固定資産の 売却時における帳簿価額を超える額を 整理する。 前年度以前の損益の修正で利益の性質 を有するものを整理する。 特別利益のうち、上記の各項に整理さ れるもの以外の利益を整理する。
--	--	--	--	--	--	---

費用

2 電気事業費用

款	項	目	節	細節	細々節	備考
営業費用	水力発電費	本局費 (何) 発電所 費 北部管理事務 所費	給料手当	基準賃金	給料 扶養手当 地域手当 初任給調整手 当	「水力発電設備」の維持及び運転に関 する費用は「水力発電設備」に対応す る目に所別に整理する。 給与体系別及び給与種別に整理する。
				基準外賃金	管理職手当 特殊勤務手当 時間外勤務手 当 夜間勤務手当 休日勤務手当 宿日直手当	
			厚生費	諸給与金	期末手当 勤勉手当 通勤手当 単身赴任手当 住居手当 児童手当 特例一時金 賞与引当金繰 入額	時間外勤務手当 「賞与引当金」の引当てに関するもの を整理する。 職員以外の者に対するものを除く。 雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑 損を除く。）で福利厚生のためのもの を含む。
				法定厚生費	共済負担金 共済負担金（ 介護） 労災保険料	

					雇用保険料 労災補償料 健康診断費 法定厚生費引 当金繰入額	「法定厚生費引当金」の引当てに関するものを整理する。
			雑給	一般厚生費	保健費 厚生施設費 文化体育費 慶弔費 雑厚生費	職員以外の「常用雇用者、臨時雇用者」に対する給与、厚生費及び退職金に区分して整理する。
			消耗品費	潤滑油脂費		「修繕費」、「補償費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。
				被服費		「修繕費」、「補償費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。
				什器工具費		機械装置の潤滑油脂に関する費用を整理する。
				事務用品費		貸与被服及びこれに準ずるものを整理する。
				図書費		備品として整理しない什器工具（修繕の費用を含む。）を整理する。
				燃料費		文房具、諸用紙その他の事務用消耗品を整理する。
				光熱水費		書籍、雑誌、新聞、地図等を整理する。
				印刷製本費		自動車、船舶等の燃料費を整理する。
				雑消耗品費		電気使用料、水道料、ガス代を整理する。
			修繕費	建物修繕費		消耗品費のうち、他の各節に該当しないものを整理する。
				構築物修繕費		雑給、消耗品費、伐採補償料等の補償費、委託費及び諸費（雑損を除く。）で修繕のためのもの及び借入資産に関するものを含み、工事材料費及び請負工事費を含む。
				機械装置修繕費		「水力発電設備」の「建物」に関するものを整理する。
				通信機械装置修繕費		「水力発電設備」の「構築物」に関するものを整理する。
				雑修繕費		「水力発電設備」の「機械装置」に関するものを整理する。
				特別修繕引当金繰入額		「水力発電設備」の「通信機械装置」に関するものを整理する。
				修繕引当金繰		「水力発電設備」の「土地」、「水源かん養林」、「諸装置」、「リース資産」、「備品」及び「無形固定資産」に関するものを整理する。
						「特別修繕引当金」の引当てに関するものを整理する。
						「修繕引当金」の引当てに関するもの

			入額		を整理する。 河川法（昭和39年法律第 167号）第32条の規定による流水占用料を整理する。
			水利使用料		
			補償費		。雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）で補償のためのものを含み、伐採補償料等修繕のためのものを除く。
			定期的補償費		流木補償費、漁業補償費、かんがい補償費等一定期間定期的に支払われるものを整理する。
			臨時的補償費		「定期的補償費」、「損害賠償費」及び「補償工事費」に整理されるもの以外のものを整理する。
			損害賠償費		債務不履行又は不法行為による損害に対して支払われるものを整理する。
			補償工事費		補償のために行う工事費を整理する。
			賃借料		水力発電のために他人の資産を使用した場合の使用料、賃借料等を整理する。
			借地借家料		。他人の土地又は家屋を賃借することに対して支払う借地料又は借家料を整理する。
			道路占用料		道路法上の道路又はその他の道路を占用することに対して支払う占用料を整理する。
			水面使用料		
			河川敷賃借料		
			機械賃借料		他人の所有する計算機械等を使用することに対する賃借料を整理する。
			雑賃借料		賃借料のうち、他の各細節に該当しないものを整理する。
			委託費		厚生費、修繕費、補償費及び固定資産除却費に整理されるものを除く。
			委託運転費		設備（借入設備を含む。）の運転又は点検を他に委託した場合の費用を整理する。
			雑委託費		種類別に区分して整理する。
			損害保険料		火災保険、運送保険等損害保険契約に基づいて支払う保険料を整理する。
			諸費		自動車損害賠償保障法（昭和30年法律97号）第78条の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金を含む。
			通信運搬費		「水力発電費」のうち、他の節に該当しないものを整理する。
			旅費		電信電話料、郵送料、請負運搬費等を整理する。
					「厚生費」、「修繕費」、「補償費」、「会議費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。
					出張転勤等により支給する車船賃、宿泊料、日当等を整理する。
					「文化体育費」に整理されるものを除く。

				寄附金	事業に直接関係のない者に対して反対 給付を期待しないで任意に給付した場 合の金額を整理する。
				会議費	事業のために行った内外の会議に通常 要したものを整理する。
				負担金	事業の用のために加入する各種協会等 の負担金を整理する。
				諸手数料	諸検定手数料等を整理する。
				雑損	事業の運営に伴って通常発生する損失 で電気事業費用勘定の他の節に該当し ないものを整理する。
				雑口	諸費のうち、他の各細節に該当しない ものを整理する。
			交付金		
				市町村交付金	国有資産等所在市町村交付金法（昭和 31年法律第82号）に基づき所在市町村 に交付する交付金を整理する。 自動車重量税等を整理する。
			諸税		
			減価償却費		
				普通減価償却 費	施行規則第15条第1項、同規則第16条 第1項、同規則第17条第1項及び同規 則第18条第1項に定める償却費を整理 する。
				特別減価償却 費	施行規則第15条第2項に定める償却費 を整理する。
			固定資産除却 費		固定資産の除却のためのものを整理す る。
				除却損	固定資産が除却された場合の材料戻入 評価損及び旧工費をいう。
				除却費用	固定資産の除却に関して要した工事費 をいう。貯蔵品へ倉入れのための運賃 を含む。
			たな卸資産減 耗費		貯蔵品の倉出し又は廃棄に伴う損失を 整理する。
			共有設備費分 担額		共有設備及びこれに準ずるものについ てその維持運転等の管理を共有の相手 方が行う場合に、その相手方に支払う 分担金を整理する。
			庁舎関連費振 替額		
			分担関連費振 替額		
			北部関連費振 替額		
	送電費		(何) 送電費		「送電設備」の維持及び運転に関する 費用を施設別に整理する。
				給料手当	「水力発電費」の同節及びその細節に 準ずる。以下同じ。
				厚生費	
				雑給	
				消耗品費	
				修繕費	「水力発電費」の同節に準ずる。
				建物修繕費	「送電設備」の「建物」に関するもの

	<p>一般管理費</p>	<p>一般管理費</p>	<p>補償費 賃借料</p> <p>借地借家料 道路占用料 線路使用料 電柱敷地料</p> <p>線下補償料</p> <p>機械賃借料 雑賃借料</p> <p>委託費 損害保険料 諸費 交付金 減価償却費 固定資産除却費 たな卸資産減 耗費 庁舎関連費振 替額 分担関連費振 替額</p> <p>給料手当</p> <p>退職給付費</p> <p>退職給与金</p> <p>退職給付引当 金繰入額</p> <p>厚生費 雑給 消耗品費 修繕費</p> <p>建物修繕費</p> <p>通信機械装置</p>		<p>を整理する。 「送電設備」の「架空電線路」に関するものを整理する。 「送電設備」の「保安開閉装置」に関するものを整理する。</p> <p>共架料を含む。 電柱を敷設するために他人の土地を使用することに対して支払う賃借料を整理する。 電線路等の通過のためにその線下の土地が使用を制限又は阻害されるため契約等による補償義務に基づいて支払う補償料を整理する。</p> <p>事業運営の全般に関する総括的業務に係る費用及び業務設備に係る費用を整理する。</p> <p>「水力発電費」及び「送電費」の同節及びその細節に準ずる。以下同じ。 職員の退職に際して支給する退職金に関する費用を整理する。 職員の退職に際して支給する退職金を整理する。 「退職給付引当金」の引当てに関するものを整理する。</p> <p>「業務設備」の「建物」に関するものを整理する。 「業務設備」の「通信機械装置」に関</p>
--	--------------	--------------	---	--	---

				修繕費 雑修繕費 補償費 賃借料 委託費 損害保険料 養成研究費 一般研修費 事務職研修費 電機職研修費 土木職研修費 調査費 諸費 広告費 交付金 諸税 減価償却費 固定資産除却費 たな卸資産減耗費 庁舎関連費振替額 分担関連費振替額 共有設備費分担額 電気料貸倒損 電気料貸倒損 貸倒引当金繰入額 企業債利息 投資債利息 災害債利息 一時借入金利息	するものを整理する。 職員の養成又は研究に関するものを整理する。(借地借家料、参加費、旅費等) 次期開発地点等の調査に要する費用で「建設準備口」に計上しないものを整理する。 「養成研究費」に整理するものを除く。 。 貸倒による損失のうち軽微なものを整理する。 営業未収金(電力料に限る。)に係る「貸倒引当金」の引当てに関するものを整理する。 附帯事業に関する営業費用について附帯事業ごとに整理する。 「水力発電費」の同節・同細節及びその細々節に準ずる。 電気事業に係るものと附帯事業に係るものを区分して整理する。 発行別又は種類別に区分整理する。 契約期間が1年以内の借入金に対する利息を支払先別に区分整理する。
附帯事業費用	小水力発電費				
財務費用	太陽光発電費				
	支払利息	支払利息	(何) 発電所 設備近代化		

<p>営業外費用</p> <p>固定資産売却損</p> <p>雑損失</p> <p>特別損失</p>	<p>雑利息</p> <p>固定資産売却損</p> <p>雑損失</p> <p>有価証券売却損</p> <p>貸倒損</p> <p>事業外固定資産管理費</p> <p>物品売却損</p> <p>消費税雑支出雑口</p>	<p>リース債務利息</p> <p>（何）発電所 本局 総合制御所 北部管理事務所 業務設備</p> <p>貸倒損 貸倒引当金繰入額</p> <p>事業外固定資産管理費 事業外固定資産減価償却費 事業外固定資産市町村交付金 事業外固定資産除却費</p>	<p>宮崎銀行 一般会計 電気建設会計 工水会計 地域振興事業会計</p>	<p>所有権移転ファイナンス・リース契約に係るものを整理する。</p> <p>「支払利息」の各節に該当しないものを整理する。</p> <p>「営業費用」、「附帯事業費用」及び「財務費用」の各科目に該当しない費用を整理する。</p> <p>固定資産を売却したことによって生ずる損失額のうち1件当たりの重要性が乏しいものを整理する。</p> <p>「営業外費用」のうち上記の科目に該当しないものを種類別に区分して整理する。</p> <p>「短期投資」に整理される有価証券の売却損失額又は「長期投資」に整理される有価証券の売却損失額が軽微なものを整理する。</p> <p>電力料以外のものを整理する。 貸倒による損失を整理する。 「貸倒引当金」の引当てに関するものを整理する（電力料に係るものを除く。）。</p> <p>事業外固定資産を管理するために要する費用を整理する。減価償却費、国有資産等所在市町村交付金及び損害保険料を含む。</p> <p>第 139 条各号に規定する物品（備品を除く。）の売却損を整理する。</p> <p>当年度の経常的費用から除かれる損失</p>
--	---	--	---	--

損益	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失					を整理する。 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時における帳簿価額に不足する額のうち1件当たりの重要性が高いものを整理する。 固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となっている場合に、当該固定資産の帳簿価額と回収可能価額の差額を整理する。 天災による巨額の臨時損失を整理する。 前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するものを整理する。 特別損失のうち、上記の各項に整理されるもの以外の損失を整理する。 毎事業年度に発生した収益と費用の差引額を整理する。
----	---	--	--	--	--	--

資産

3 固定資産

款	項	目	節	細節	細々節	備考
固定資産						各節ごとに単位資産ごとの物品帳簿原価及び工費帳簿原価の別に区分して整理する。 電気事業固定資産、附带事業固定資産及び事業外固定資産の細節以下の科目は資産単位表において詳細を定める。
(電気事業固定資産)	水力発電設備	(何) 発電所 本局 総合制御所	土地	発電所用地 水路用地 貯水池用地 公舎用地 事務所用地 附属用地		所別に整理する。ただし、貯水池、水源かん養林、総合制御所等で1発電所に所属しないものは、単独に目を設けて整理する。 土地の取得に関して要した買収費及び整地費(建物又は構築物に直接に関係あるものを除く。)、周旋料、消耗品等の諸係費を整理する。 発電所、附属変電設備、水路、調整池事務所、倉庫、公舎、修理工場等の用地その他当該発電所等に属する一切の用地を含み、「水源かん養林」に整理されるものを除く。
			水源かん養林			水源かん養林の取得に関して要した買収代及び周旋料、消耗品費等の諸経費並びに植林費を整理する。
				緑のダム用地		

			その他用地 立木		
		建物			建物の取得に関して要した工事費（基礎工事費及び附属施設工事費を含む。） ）、材料費及び買収費（買収した建物を使用するために要した修繕、模様替え、改造等の諸係費を含む。）並びに 人夫費、消耗品費、整地費、周旋料等の諸係費を整理する。
		構築物	鉄筋コンクリート造 ブロック造 鉄骨造 軽量鉄骨造 木造		基礎工事費、運搬費、掘付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
		機械装置	水路 支川水路 貯水池 調整池		運搬費、掘付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
		通信機械装置	水車 発電機 主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置 プロコン装置 屋外鉄構 諸機械装置		
		諸装置	無線通信装置 有線通信装置		発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等であって、上記の各節に該当しないものを整理する。 基礎工事費、運搬費、掘付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
		リース資産	通信電灯電力装置 修繕試験装置 雑装置		ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産を整理する。 。「無形固定資産」に整理されるものを除く。
		備品	有形リース資産		第 139 条第 1 号に規定する備品を整理する。
			工具 器具及び諸備		

				品 車両及び船舶 共有備品		
	水発減価償却 累計額 送電設備	(何) 送電線	無形固定資産	電話加入権 水利権 施設利用権 ソフトウェア 無形リース資 産		電話加入権、水利権、電気ガス供給施設利用権、リース資産等の種類別に細節を設けて整理する。 「水力発電設備」に準じて整理する。 特別高圧供給の配電線路を含み、線路別に整理する。ただし、通信線搬送電話設備、電力線搬送電話設備、無線電話設備、送電総括事務所等で1電線路に所属しないものは、単独に目を設けて整理する。 30kV以下の送電線路については、一括整理することができる。 「水力発電設備」の同節及びその細節に準ずる。以下「送電設備」の節において同じ。 架空電線及びそれを支持するために使用される鉄塔その他の定着物をいう。基礎工事費、建柱費、製柱費、架線費等を含む。
	送電減価償却 累計額 業務設備	業務設備	土地 建物 架空電線路	送電線用地 鉄塔 がいし 電線 地線		開閉装置及び避雷器、保護線、保護網等の安全装置をいう。 開閉所及び開閉塔の機械装置を含み、開閉塔の鉄塔、木柱の支持物を除く。 「送電設備」に準じて整理する。 「水力発電設備」の同節及びその細節に準ずる。以下「業務設備」の節において同じ。 給電関係の機械装置、現場に専属しない共通の修繕、試験又は倉庫装置及び
			保安開閉装置	保安開閉装置 鉄構		
			諸装置 リース資産			
			土地 建物 通信機械装置 諸装置			

	<p>業務減価償却累計額 附帯事業固定資産</p> <p>（何）発電所</p> <p>（何）設備</p> <p>業務設備</p> <p>分収林</p> <p>廃止設備</p> <p>事業外減価償却累計額 固定資産仮勘定</p> <p>建設仮勘定</p>	<p>リース資産 備品 無形固定資産</p> <p>土地 水源かん養林 建物 構築物</p> <p>諸装置 備品</p> <p>分収林</p> <p>分収林</p> <p>土地仮勘定 改良工事仮勘定 備品仮勘定 水源かん養林</p>	<p>駐車場 雑設備</p> <p>営林署分収林 多良木町分収林</p>	<p>「水力発電設備」から「送電設備」までのいずれの科目にも属しない電気事業全般に関連する機械装置を整理する。</p> <p>「業務設備」に準じて整理する。</p> <p>附帯事業の用に供される固定資産を整理する。 「水力発電設備」の目以下に準じて整理する。</p> <p>「附帯事業固定資産」に準じて整理する。</p> <p>電気事業又は附帯事業の用に現に供されている設備（電気事業又は附帯事業の用に供されることが確定したものを含む。）以外の設備（固定資産仮勘定及び貯蔵品に整理されたものを除く。）を整理する。</p> <p>「水力発電設備」、「送電設備」、「業務設備」及び「附帯事業固定資産」の目に準じて整理する。</p> <p>用途を廃止し、除却を予定している設備を整理する。「水力発電設備」、「送電設備」、「業務設備」及び「附帯事業固定資産」の同節及びその細節に準ずる。</p> <p>「事業外固定資産」に準じて整理する。</p> <p>附帯事業固定資産又は事業外固定資産に係るものがあるときは、目別に整理する。</p>	
--	--	--	--	--	--

			仮勘定 分収林仮勘定 建設会計仮勘定 建設準備口仮勘定 仮設備仮勘定 その他仮勘定	事務費 工事費 その他		<p>電気事業固定資産の建設工事の実施が確定する前に予備測量、調査その他建設準備のために要した金額（少額のものを除く。）を工事件名別に目を設けて整理する。</p> <p>実施することが確定した電気事業固定資産の建設工事に係る予備測量、調査その他建設準備のために要した金額を含む。工事件名別に目を設けて整理する。一括して整理することができる。節、細節については次による。 なお、具体的な勘定科目は管理者が別途定める。</p> <p>(1) 仮設備、工事材料等に設けた節及び細節に整理されるべき金額については、当該節及び細節に整理する。ただし、金額が少額である場合は、工事材料から諸仮払金までの節に整理されるべき金額については、適宜に一括して整理することができる。</p> <p>(2) その他のものについては「電気事業固定資産」の節及び細節に準ずる。</p> <p>建設工事に使用するために購入し、又は製作した機器及び将来本設備として使用する目的をもって購入し、又は建設した設備で建設工事のために使用されるものを含む。</p> <p>建設のための測量及び監督に要した費用、仮設備に要した費用、補償費その他建設に関する諸係費で2以上の節に関連し、かつ、それぞれの目に区分し難いものを整理する。</p> <p>工事中の災害に伴う損失及び残材料の庫入差損で建設に伴って通常発生するものを含む。</p> <p>仮設備及び貸付機器の維持費、除却損及び除却費用をいう。</p> <p>工事の測量に関する費用を整理する。各節、各細節に区分できないものを整理する。</p> <p>電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号。以下「事業会計規則」という。）第8条の規定により固定資産</p>
		(何) 建設工事	仮設備 総係費	仮設備費 測量費 建設補償費 建設中利子		

		その他資産	長期前払金 長期前払費用 長期前払消費税 破綻更生債権等			で定める基金を節とする。 契約期間が1年を超える前払金を整理する。 当初1年を超えたのちに費用となるものの前払額を整理する。 当初1年を超えたのちに費用となるものの前払消費税を整理する。 未収金その他営業取引によって生じた金銭債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に弁済を受けられないことが明らかなるものを整理する。 本節の他の細節に該当しないものを整理する。 固定資産に属する債権に対する将来の取立不能見込額を貸付先別に整理する。
		貸倒引当金	出資金 長期貸付金 破綻更生債権等			

4 流動資産

款	項	目	節	細節	細々節	備考
流動資産	現金及び預金	現金				現金、小切手、当座預金、郵便為替等で割引なくして現金にすることができるもの。 契約期間が1年を超えるものを除く。
		預金	普通預金 定期預金 担保預金 その他預金			
	未収金	営業未収金	電力料 営業雑収益			収益の未収分を整理する。 「営業収益」の各科目に整理されるべき収益の未収分を整理する。
		附帯事業未収金	電力料 附帯事業雑収益			「附帯事業収益」の各科目に整理されるべき収益の未収分を整理する。
		財務未収金	受取配当金 受取利息 基金収益			「財務収益」の各科目に整理されるべき収益の未収金を整理する。
		営業外未収金	営業外雑収益			「営業外収益」の各科目に整理されるべき収益の未収金を整理する。
		その他未収金				

	貯蔵品		未収消費税還付金 その他未収金			物品又は種類別及び品質別に区分し、かつ、単価を付して整理する。
		一般貯蔵品	電柱類 電線ケーブル類 電球類 変圧器類 絶縁油 配線器具類 機械器具類 鉄鋼類 非鉄金属類 がいし架線金物類 油塗料類 雑品 不用品 雑口			
	各種関連費	特殊品				一般貯蔵品以外で、用途の特定されたものを整理する。 局の各事業に関連する費用で年度末において関連の各特別会計へ振り替えるものを整理する。 節以下の科目については、電気事業費用の「一般管理費」に準ずる。
		庁舎関連費		集計額		
		分担関連費		集計額		
		北部関連費		集計額		
		浜砂共同費		集計額		
	短期貸付金	短期貸付金				契約期間が1年を超えない貸付金を貸付先別に区分整理する。
			一般会計 電気建設会計 工水会計 地域振興事業会計 公企労貸付金			
	前払金					物品購入、工事の請負等に際して前払された金額を整理する。
	前払費用					1年以内に費用となるものの前払額を整理する。
	短期投資					金融商品取引法第2条に規定する有価証券並びに払込金領収証及び申込証拠金領収証をいう。
		短期投資				
			定期預金			

ダム管理費 電気建設勘定 電気準備勘定 工水営業勘定 工水建設勘定 地域振興事業勘定 雑流動資産 貸倒引当金	(何) ダム 雑流動資産 営業未収金 附帯事業未収金 財務未収金 営業外未収金 その他未収金 短期貸付金	有価証券 集計額 雑有価証券 仮払金 特定収入仮払 消費税 受託工事費 雑口		多目的ダムの保守管理業務に要する費用を各ダムごとに整理する。 節以下の科目については、電気事業費用の「一般管理費」に準ずる。 「流動資産」のうち上記の各目に整理されるもの以外のものを整理する。 他の委託を受けて工事を行った場合において、当該工事により落成した設備を引き渡すまでの間、それに要した工事費を整理する。 流動資産に属する債権に対する将来の取立不能見込額を貸付先別に整理する。 。
---	---	---	--	---

負債

5 固定負債

款	項	目	節	細節	細々節	備考
固定負債	建設改良企業債 その他の企業債 リース債務	(何) 発電所 設備近代化 (何) 発電所 本局	災害復旧債 電気事業債 災害復旧債 投資債			建設又は改良に要する資金に充てる企業債で、期限が1年を超えた後に到来するものを整理する。 建設又は改良以外の目的に充てる企業債で、期限が1年を超えた後に到来するものを整理する。 ファイナンス・リース取引に係る債務で、期限が1年を超えた後に到来する

	引当金	長期リース債務	(何) 発電所 本局 総合制御所 業務設備			ものを整理する。
		退職給付引当金	退職給付引当金			
	雑固定負債	特別修繕引当金	特別修繕引当金			工事ごとに細節を設けて整理する。 上記の各科目に該当しない固定負債で期限が1年を超えた後に到来するものを整理する。

6 流動負債

款	項	目	節	細節	細々節	備考
流動負債	一時借入金	一時借入金	宮崎銀行 一般会計 雑口			1年以内に期限が到来する負債又は契約期間が1年を超える負債のうち、1年以内に期限が到来するもの及び既に到来したものを整理する。 契約期間が1年以内の借入金を借入先別に整理する（他会計からの一時的借入金も含む。）。
	建設改良企業債					建設又は改良に要する資金に充てる企業債で、期限が1年以内に到来するものを整理する。「固定負債」の同項に準じて整理する。
	その他の企業債					建設又は改良以外の目的に充てる企業債で、期限が1年以内に到来するものを整理する。「固定負債」の同項に準じて整理する。
	リース債務	短期リース債務	(何) 発電所 本局 総合制御所 業務設備			ファイナンス・リース取引に係る債務で、期限が1年以内に到来するものを整理する。
	引当金	賞与引当金	賞与引当金	本局費		

				北部管理事務 所費 渡川送電費 一般管理費 小水力発電費 太陽光発電費		
	未払金	法定厚生費引 当金 修繕引当金 営業未払金 附帯事業未払 金 財務未払金 営業外未払金 その他未払金	法定厚生費引 当金 修繕引当金 水力発電費 送電費 一般管理費 小水力発電費 太陽光発電費 支払利息 営業外未払金 その他未払金		細節は「賞与引当金」に準じて整理す る。 工事ごとに細節を設けて整理する。 契約期間が1年以内のものを整理する 。 建設工事及び受託工事に伴う請負代及 び物品代で未払のものを整理する。 附帯事業に関する未払金を整理する。	
	未払消費税 未払費用	営業未払費用 附帯事業未払 費用 財務未払費用 営業外未払費 用 その他未払費 用	水力発電費 送電費 一般管理費 小水力発電費 太陽光発電費 支払利息 営業外未払費 用 その他未払費 用		消費税納税額（確定申告額） 契約期間が1年以内のものを整理する 。 修繕工事及び除却工事に伴う請負代及 び物品代で未払のものを整理する。 附帯事業に関する未払費用を整理する 。	
	預り金					他から預かった現金等に係る債務を整

	仮受消費税 雑流動負債	預り金 雑有価証券 仮受金	従業員預り金 保証金 所得税預り金 雑口 固定資産売却 代金 補助金 工事負担金	公共負担金 上水負担金 浜砂ダム共同 施設負担金 綾川かんがい 負担金 その他負担金	理する。 上記の各科目に該当しない流動負債を 整理する。 資金一括運用に伴う工業用水道事業会 計及び地域振興事業会計からの資金融 通残額等を整理する。
		雑口	受託事業収入 雑口 雑口 (駐車場)		

7 繰延収益

款	項	目	節	細節	細々節	備考
繰延収益	長期前受金	受贈財産評価 額 寄附金 補助金 工事負担金 その他長期前 受金	国庫補助金 その他補助金			償却資産の取得に際して得た自己資金 及び借入金以外の財源による金額を整 理する。 「長期前受金」に準じて整理する。 固定資産仮勘定に対応する長期前受金 を整理する。 「長期前受金」に準じて整理する。
	長期前受金収 益化累計額 固定資産仮勘 定長期前受金					

資本

8 資本金

款	項	目	節	細節	細々節	備考
資本金						

	資本金	固有資本金				企業開始時における引継資本金を整理する。
		繰入資本金	出資金			企業開始後の追加出資金を整理する。
		組入資本金	出資金			企業開始後の利益を源泉とする自己資本造成を整理する。
			再評価積立金			平成24年1月31日に改正される前の地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号）第11条の規定により組み入れたものを整理する。
			減債積立金			
			発電開発改良積立金			
			建設改良積立金			
			その他積立金			
		引継資本金				企業開始後に引継ぎを受けた企業又は会計ごとに整理する。
			(何)			

9 剰余金

款	項	目	節	細節	細々節	備考
剰余金	資本剰余金	受贈財産評価額 寄附金 補助金	国庫補助金 その他補助金			非償却資産の取得に際して得た自己資金及び借入金以外の金額を整理する。
		工事負担金	公共負担金 上水負担金 浜砂ダム共同 施設負担金 その他負担金			
		保険差益				固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金と当該固定資産の帳簿価額との差額を整理する。
		雑資本剰余金	九電肩替復元金 造林事業補助金 雑口			資本剰余金のうち上記の各科目に該当しないものを整理する。
	利益剰余金	(何) 積立金				第86条の3第1項の規定に基づく積立金を整理する。
		当年度未処分利益剰余金(

		又は当年度未 処理欠損金)	繰越利益剰余 金年度末残高 (又は繰越欠 損金年度末残 高) 当年度純利益 (又は当年度 純損失) その他未処分 利益剰余金変 動額			
--	--	------------------	--	--	--	--

10 評価・換算差額等

款	項	目	節	細節	細々節	備考
評価・換算差 額等	その他有価証 券評価差額金	長期投資 短期投資	投資有価証券	株式 国債 機構及び公庫 債券 地方債 雑有価証券		収益・費用としては認識されない、在 外事業体の財務諸表の換算差額、キャ ッシュ・フローヘッジ、資産再評価益 、確定給付年金制度に基づく保険数理 差額などからなる資産・負債の増減差 額を整理する。 その他有価証券の時価評価による評価 益又は評価損を整理する。

工業用水道事業会計勘定科目表

収益

1 工業用水道事業収益

款	項	目	節	細節	細々節	備考
営業収益	給水収益 営業雑収益	受託工事収益				電気事業会計勘定科目表「営業収益」 に準じて整理する。
営業外収益	受取利息 固定資産売却 益 長期前受金戻 入 引当金戻入益					電気事業会計勘定科目表「財務収益」 及び「営業外費用」に準じて整理する 。

特別利益	営業外雑収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益					電気事業会計勘定科目表「特別利益」に準じて整理する。
------	--	--	--	--	--	----------------------------

費用

2 工業用水道事業費用

款	項	目	節	細節	細々節	備考
営業費用	運転費	運転費	給料手当 厚生費 雑給 動力費 薬品費 消耗品費 修繕費	建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費 特別修繕引当金繰入額 修繕引当金繰入額		主たる営業活動から生ずる費用をいう。 取水、導水、浄水、送水及び配水に係る設備の維持及び作業に要する費用を整理する。 電気事業会計勘定科目表「水力発電費」の同節に準じる。以下同じ。 「機械装置」等の運転に必要な電力料及び燃料費を整理する。 原水の沈殿及び浄水の減菌に要する薬品代を整理する。 「有形固定資産」の「建物」に関するものを整理する。 「有形固定資産」の「構築物」に関するものを整理する。 「有形固定資産」の「機械及び装置」に関するものを整理する。 「有形固定資産」の「土地」、「リース資産」、「備品」及び「無形固定資産」に関するものを整理する。
			補償費 賃借料 委託費 損害保険料 諸費			工業用水道事業のために他人の資産を使用した場合の使用料、賃借料等を整理する。 電気事業会計勘定科目表「水力発電費」の同節に準じる。 「運転費」のうち、他の節に該当しないものを整理する。
			交付金	受託工事費		

<p>営業外費用</p> <p>特別損失</p>	<p>一般管理費</p> <p>支払利息 固定資産売却 損 雑損失</p>	<p>一般管理費</p>	<p>諸税 減価償却費</p> <p>有形固定資産 減価償却費 無形固定資産 減価償却費 その他資産減 価償却費</p> <p>固定資産除却 費 たな卸資産減 耗費 北部関連費振 替額</p> <p>給料手当</p> <p>退職給付費 厚生費 雑給 消耗品費 修繕費 補償費 賃借料 委託費 損害保険料 養成研究費 調査費 諸費 交付金</p> <p>諸税 減価償却費 固定資産除却 費 たな卸資産減 耗費 庁舎関連費振 替額 分担関連費振 替額 給水料金貸倒 損</p>			<p>施行規則第15条第1項及び同規則第17条第1項に定める償却費を整理する。 施行規則第16条第1項及び同規則第17条第1項に定める償却費を整理する。 施行規則第18条に定める償却費を整理する。</p> <p>工業用水道事業の営業に間接に関連して要したものととして電気事業会計から振り替えられた額を整理する。 事業運営の全般に関する総括的業務に係る費用を整理する。</p> <p>電気事業会計勘定科目表「一般管理費」に準じて整理する。以下同じ。</p> <p>給水料金に係るものに限る。電気事業会計勘定科目表「電気料貸倒損」に準じて整理する。 電気事業会計勘定科目表「財務費用」及び「営業外費用」に準じて整理する。</p> <p>電気事業会計勘定科目表「特別損失」</p>
--------------------------	---	--------------	--	--	--	---

損益	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失					に準じて整理する。
----	---	--	--	--	--	-----------

資産

3 固定資産

款	項	目	節	細節	細々節	備考
固定資産	有形固定資産	有形固定資産	土地			各節ごとに単位資産ごとの物品帳簿原価及び工費帳簿原価の別に区分して整理する。 「有形固定資産」、「無形固定資産」及び「事業外固定資産」の細節以下の科目は資産単位表において詳細を定める。 有形固定資産（将来営業の用に供する目的をもって所有する遊休施設、未稼働設備等を含む。）は、土地、建物、構築物、機械及び装置、リース資産及び備品に区分して整理する。
				取水用地 浄水用地 送水用地 配水用地		電気事業会計勘定科目表「土地」に準じて整理する。 事務所用地、公舎用地、施設用地、その他用地
			建物			電気事業会計勘定科目表「建物」に準じて整理する。 貯水池、浄水池、トンネル送水管その他土地に定着する土木施設又は構築物を用途別に整理する。
			構築物			
				取水口 導水路 浄水設備 送水設備 配水設備 雑設備		機械、装置、コンベヤ等の運搬設備及びこれらに附属する設備を整理する。
			機械及び装置			
				自動制御装置 変電設備 取水設備 ポンプ設備 内燃設備 沈殿池設備		

	無形固定資産	無形固定資産	リース資産 備品	通信電灯電力装置 雑装置		電気事業会計勘定科目表「リース資産」に準じて整理する。 電気事業会計勘定科目表「備品」に準じて整理する。 電気事業会計勘定科目表「無形固定資産」に準じて整理する。
	減価償却累計額 事業外固定資産	有形固定資産 無形固定資産		電話加入権 水利権 施設利用権 ソフトウェア 無形リース資産		「有形固定資産」に準じて整理する。 「有形固定資産」及び「無形固定資産」の同節に準じて整理する。
	事業外減価償却累計額 固定資産仮勘定 投資その他の資産 貸倒引当金					「事業外固定資産」に準じて整理する。 。電気事業会計勘定科目表「固定資産仮勘定」に準じて整理する。 電気事業会計勘定科目表「投資その他の資産」に準じて整理する。 電気事業会計勘定科目表「固定資産」「貸倒引当金」に準じて整理する。

4 流動資産

款	項	目	節	細節	細々節	備考
流動資産	現金及び預金 未収金	営業未収金	給水収益			電気事業会計勘定科目表「流動資産」に準じて整理する。
		営業外未収金	受取利息			
	貯蔵品	その他未収金				電気事業会計勘定科目表「貯蔵品」に準じて類別に目を区分し、かつ、単価を付して整理する。 送配水管類、せん類、継手類等
		一般貯蔵品	薬品類			
	短期貸付金	特殊品				
		短期貸付金	電気営業会計			
	前払金 前払費用					

短期投資						
電気営業勘定						
電気建設勘定						
工水建設勘定						
地域振興事業 勘定						
雑流動資産						
仮払消費税						
貸倒引当金						

負債

5 固定負債

款	項	目	節	細節	細々節	備考
固定負債	建設改良企業 債	建設改良企業 債	工水事業債			電気事業会計勘定科目表「固定負債」 に準じて整理する。
	その他の企業 債					
	建設改良他会 計借入金	建設改良他会 計借入金				建設又は改良の目的に充てる他会計借 入金で、期限が1年を超えた後に到来 するものを整理する。
	その他の他会 計借入金	その他の他会 計借入金	一般会計 電気営業会計			建設又は改良以外の目的に充てる他会 計借入金で、期限が1年を超えた後に 到来するものを整理する。
	リース債務	長期リース債 務	一般会計 電気営業会計			
	引当金	退職給付引当 金 特別修繕引当 金	北部管理事務 所			
	雑固定負債					

6 流動負債

款	項	目	節	細節	細々節	備考
流動負債	一時借入金					「固定負債」の同項及び電気事業会計 勘定科目表「流動負債」に準じて整理 する。
	建設改良企業					

	債 その他の企業 債 建設改良他会 計借入金 その他の他会 計借入金 リース債務 引当金 未払金 未払消費税 未払費用 預り金 仮受消費税 雑流動負債	短期リース債 務 賞与引当金 法定厚生費引 当金 修繕引当金 営業未払金 営業外未払金 その他未払金 営業未払費用 営業外未払費 用 その他未払費 用	北部管理事務 所 賞与引当金 法定厚生費引 当金 修繕引当金 支払利息 その他営業外 未払金 支払利息	運転費 運転費	建設又は改良の目的に充てる他会計借 入金で、期限が1年以内に到来するも のを整理する。 建設又は改良以外の目的に充てる他会 計借入金で、期限が1年以内に到来す るものを整理する。 建設工事及び受託工事に伴う請負代及 び物品代で未払のものを整理する。 修繕工事及び除却工事に伴う請負代及 び物品代で未払のものを整理する。
--	---	--	--	----------------	--

7 繰延収益

款	項	目	節	細節	細々節	備考
繰延収益	長期前受金 長期前受金収					電気事業会計勘定科目表「繰延収益」 に準じて整理する。

	益化累計額 固定資産仮勘 定長期前受金					
--	---------------------------	--	--	--	--	--

資本

8 資本金

款	項	目	節	細節	細々節	備考
資本金	資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金 引継資本金				電気事業会計勘定科目表「資本金」に準じて整理する。

9 剰余金

款	項	目	節	細節	細々節	備考
剰余金	資本剰余金 利益剰余金	受贈財産評価額 寄附金 補助金 工事負担金 保険差益 雑資本剰余金 (何) 積立金 当年度未処分利益剰余金（又は当年度未処理欠損金）				電気事業会計勘定科目表「剰余金」に準じて整理する。 第86条の3第1項の規定に基づく積立金を整理する。
				繰越利益剰余金年度末残高（又は繰越欠損金年度末残高） 当年度純利益（又は当年度純損失） その他未処分利益剰余金変動額		

10 評価・換算差額等

款	項	目	節	細節	細々節	備考
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金					電気事業会計勘定科目表「評価・換算差額等」に準じて整理する。

地域振興事業会計勘定科目表
収益

1 地域振興事業収益

款	項	目	節	細節	細々節	備考
営業収益	使用収益	使用料				電気事業会計勘定科目表「営業収益」に準じて整理する。
	施設利用料	施設利用料				
営業外収益	営業雑収益					電気事業会計勘定科目表「財務収益」及び「営業外収益」に準じて整理する。
	受取利息					
	固定資産売却益					
	長期前受金戻入					
	引当金戻入益					
特別利益	営業外雑収益					電気事業会計勘定科目表「特別利益」に準じて整理する。
	固定資産売却益					
	過年度損益修正益					
	その他特別利益					

費用

2 地域振興事業費用

款	項	目	節	細節	細々節	備考
営業費用	施設管理費	(何) 施設費				「スポーツ・レクリエーション施設」の維持及び営業に関する費用は「固定資産」の「スポーツ・レクリエーション施設」に対応する項に施設別に整理する。
			給料手当			電気事業会計勘定科目表「水力発電費」の同節に準じる。以下同じ。
			厚生費			
			雑給			
			消耗品費			
			修繕費			
				建物修繕費		「スポーツ・レクリエーション施設」の「建物」に関するものを整理する。
				構築物修繕費		「スポーツ・レクリエーション施設」の「構築物」に関するものを整理する。
				機械装置修繕費		「スポーツ・レクリエーション施設」の「機械及び装置」に関するものを整理する。
				雑修繕費		「スポーツ・レクリエーション施設」の「土地」、「リース資産」、「備品」及び「無形固定資産」に関するもの

						を整理する。
			補償費 賃借料			地域振興事業のために他人の資産を使用した場合の使用料、賃借料等を整理する。
			委託費	委託運転費		施設の管理運営を委託した場合に整理する。
			損害保険料 諸費	雑委託費		「施設管理費」のうち、他の節に該当しないものを整理する。 工業用水道事業会計勘定科目表「運転費」の同節に準じる。
			交付金 諸税 減価償却費			工業用水道事業会計勘定科目表「運転費」の同節に準じる。
			固定資産除却 費 たな卸資産減 耗費			事業運営の全般に関する総括的業務に係る費用を整理する。
	一般管理費		給料手当			電気事業会計勘定科目表「一般管理費」に準じて整理する。以下同じ。
		一般管理費	退職給付費 厚生費 雑給 消耗品費 修繕費 補償費 賃借料 委託費 損害保険料 養成研究費 調査費 諸費 交付金 諸税 減価償却費 固定資産除却 費 たな卸資産減 耗費 庁舎関連費振 替額 分担関連費振 替額 施設使用料貸 倒損			施設利用料に係るものに限る。電気事業会計勘定科目表「電気料貸倒損」に準じて整理する。 電気事業会計勘定科目表「財務費用」
営業外費用						

特別損失	支払利息 固定資産売却損 雑損失					及び「営業外費用」に準じて整理する。 電気事業会計勘定科目表「特別損失」に準じて整理する。
損益	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失					

資産

3 固定資産

款	項	目	節	細節	細々節	備考
固定資産	スポーツ・レクリエーション施設	(何) 施設	土地			各節ごとに単位資産ごとの物品帳簿原価及び工費帳簿原価の別に区分して整理する。 「スポーツ・レクリエーション施設」及び「事業外固定資産」の細節以下の科目は資産単位表において詳細を定める。 施設別に整理する。
			建物			電気事業会計勘定科目表「土地」に準じて整理する。 事務所用地、施設用地、その他用地 電気事業会計勘定科目表「建物」に準じて整理する。 事務所建物、附属建物 駐車場、給水設備、その他土地に定着する建物以外の構造物等を用途別に整理する。
			構築物			
				ゴルフコース 駐車場 給水設備 排水設備 雑設備		運搬費、据付費、消耗品費その他の諸経費を含む。
				ポンプ設備 電気設備 雑装置		
				リース資産		電気事業会計勘定科目表「リース資産」に準じて整理する。
				備品		電気事業会計勘定科目表「備品」に準

	減価償却累計額 事業外固定資産 事業外減価償却累計額 固定資産仮勘定 投資その他の資産 貸倒引当金		無形固定資産			<p>じて整理する。</p> <p>電話加入権、施設利用権、借地権等の種類別に節を設けて整理する。</p> <p>「スポーツ・レクリエーション施設」に準じて整理する。</p> <p>「スポーツ・レクリエーション施設」に準じて整理する。</p> <p>「事業外固定資産」に準じて整理する。</p> <p>電気事業会計勘定科目表「固定資産仮勘定」に準じて整理する。</p> <p>電気事業会計勘定科目表「投資その他の資産」に準じて整理する。</p> <p>電気事業会計勘定科目表「貸倒引当金」に準じて整理する。</p>
--	--	--	--------	--	--	---

4 流動資産

款	項	目	節	細節	細々節	備考
流動資産	現金及び預金 未収金	営業未収金	使用収益 施設利用料			電気事業会計勘定科目表「流動資産」に準じて整理する。
	貯蔵品	営業外未収金 その他未収金				電気事業会計勘定科目表「貯蔵品」に準じて類別に目を区分し、かつ、単価を付して整理する。
	短期貸付金 前払金 前払費用 短期投資 電気営業勘定 電気建設勘定 雑流動資産 仮払消費税 貸倒引当金	一般貯蔵品 特殊品				

負債

5 固定負債

款	項	目	節	細節	細々節	備考
固定負債	建設改良企業債	建設改良企業債	観光その他事業債			工業用水道事業会計勘定科目表「固定負債」に準じて整理する。
	その他の企業債					

	建設改良他会 計借入金 その他の他会 計借入金 リース債務 引当金 雑固定負債	退職給付引当 金				
--	---	-------------	--	--	--	--

6 流動負債

款	項	目	節	細節	細々節	備考
流動負債	一時借入金 建設改良企業 債 その他の企業 債 建設改良他会 計借入金 その他の他会 計借入金 リース債務 引当金 未払金 未払消費税 未払費用 預り金 仮受消費税 雑流動負債	賞与引当金 法定厚生費引 当金 営業未払金 営業外未払金 その他未払金 営業未払費用 営業外未払費 用 その他未払費 用	賞与引当金 法定厚生費引 当金 施設管理費 施設管理費	施設管理費 施設管理費		「固定負債」の同項及び工業用水道事 業会計勘定科目表「流動負債」に準じ て整理する。 建設工事及び受託工事に伴う請負代及 び物品代で未払のものを整理する。 修繕工事及び除却工事に伴う請負代及 び物品代で未払のものを整理する。

7 繰延収益

款	項	目	節	細節	細々節	備考
繰延収益						電気事業会計勘定科目表「繰延収益」に準じて整理する。
	長期前受金					
	長期前受金収益化累計額					
	固定資産仮勘定長期前受金					

資本

8 資本金

款	項	目	節	細節	細々節	備考
資本金						電気事業会計勘定科目表「資本金」に準じて整理する。
	資本金					
		固有資本金				
		繰入資本金				
		組入資本金				
		引継資本金				

9 剰余金

款	項	目	節	細節	細々節	備考
剰余金						電気事業会計勘定科目表「剰余金」に準じて整理する。
	資本剰余金					
		受贈財産評価額				
		寄附金				
		補助金				
		工事負担金				
		保険差益				
		雑資本剰余金				
	利益剰余金					
		(何) 積立金				第86条の3第1項の規定に基づく積立金を整理する。
		当年度未処分利益剰余金（又は当年度未処理欠損金）				
		繰越利益剰余金年度末残高（又は繰越欠損金年度末残高）				
		当年度純利益（又は当年度純損失）				
		その他未処分利益剰余金変動額				

10 評価・換算差額等

款	項	目	節	細節	細々節	備考
評価・換算差額等						電気事業会計勘定科目表「評価・換算差額等」に準じて整理する。

その他有価証券
評価差額金

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 資産単位表

1 電気事業固定資産

水力発電設備

(所別整理する)

節	細節	細々節	資産単位	備考			
土地				用途別筆別に整理する。			
水源かん養林	発電所用地 水路用地 貯水池用地 公舎用地 事務所用地 附属用地						
	緑のダム用地			水源かん養林の取得に関して要した買収代及び周旋料、消耗品費等の諸経費並びに植林費を整理する。			
	その他用地			緑のダム造成事業により取得した水源かん養林用地の購入に要した買収代及び諸経費を整理する。 「緑のダム用地」に整理されない水源かん養林用地の購入に要した買収代及び諸経費を整理する。			
建物	立木						
	鉄筋コンクリート造	事務所建物	本体	一棟を単位とする。基礎を含む。			
			昇降機				
			空調設備				
			排水・衛生設備	(排水設備) 建物本体の排水専用のものを整理する。発電所全般の用に供するものは「雑装置」で整理する。 (衛生設備) 汚水浄水槽、消毒設備等を整理する。			
			給水設備	飲料用及び衛生用としての給水設備を整理する。			
			屋内電灯電力設備				
			消火設備	建物専用のものを整理し、備品扱いとなるものを除く。			
			門及び堀				
			その他設備				
構築物			ブロック造 鉄骨造 軽量鉄骨造 木造	発電所建物	}	事務所建物に準ずる。	
	附属建物						
	庁舎建物						
	公舎建物						
	附属建物						
	水路 (又は支川水路)	取水えん堤			}	鉄筋コンクリート造に準ずる。	
				基礎工事費、運搬費、掘付費、消耗品費その他の諸係費を含む。			
				「貯水池」又は「調整池」に属するものを除く。			

			えん体 排砂門扉 角落し その他設備	一体を単位とする。 一門を単位とする。 一門を単位とする。 電気事業会計規則取扱要領（平成18年資電部第91号）別表に記載されている資産単位物品は資産単位とみなす。以下各節の「その他設備」において同じ。
		取水口	取水口 角落し 制水門扉 除塵装置 その他設備	一装置を単位とする。 一門を単位とする。 一門を単位とする。戸当敷金物及び表面取水用門扉を含む。 一門を単位とする。
		導水路	水路橋 導水路 開きよ 蓋きよ その他設備	護岸又は法留工を含む。 護岸又は法留工を含む。
		沈砂池	沈砂池 排砂門扉 制水門扉 除塵装置 その他設備	護岸又は法留工を含む。 一門を単位とする。 一門を単位とする。 一門を単位とする。
		水槽	水槽 余水路 その他設備	基礎を含む。
		水圧管路	水圧管 アンカーブ ック その他設備	水圧管附属バルブ及びパイプ類を含む。
		放水路	放水路 放水門扉 放水口 その他設備	一門を単位とする。戸当敷金物を含む。
		雑工事	その他設備	水路の建設に伴う道路付替費用、寄附金等本節の他の細節に該当しないものをいう。揚水設備及び歩道を含む。
	貯水池 （又は調整池 ）	えん堤	えん体 可動ぜき 巻揚装置 予備動力装置 護岸 その他設備	「水路」又は「支川水路」に整理されているものを除く。 一体を単位とする。洪水吐門、門柱、でき堤、エプロン等を含む。 一門を単位とする。戸当敷金物を含む。 一式を単位とする。 えん堤に直接関係ある護岸及び湛水区域の護岸を整理する。
		雑工事	土捨場 自記量水設備	護岸を含む。 据付工事費及び測水橋を含む。

機械装置	水車	1号機 (器)	気象観測設備 その他設備	運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。 所内用水車及び励磁機用水車を含む。		
			主要水車			
			{ 水車本体 ランナー		ライナーを含む。	
			吸出管		側路弁を含む。	
			入口弁			
			制圧機			
			调速機			
			運転制御装置		{ 水車操作 装置 ポンプ操 作装置	ソレノイドスタンド及び制御箱を含む。
			油圧及び潤滑 油装置			{ 油圧装置 電動機
			基礎 その他設備		2号機 (器)	
発電機	1号機 (器)	所内用発電機を含む。				
主要変圧器	励磁機	{ 主励磁機 副励磁機	静止型励磁機は励磁機に準じて整理する。			
	基礎					
	主要発電機	2号機 (器)				
	空気冷却装置					
配電盤開閉装 置	1号機 (器)	主要変圧器	最初の絶縁油を含む。3次巻線あるときは1次、2次、3次とも容量 電圧を記載する。			
	2号機 (器)	基礎	母線、ケーブル及び所内用配電盤開閉装置を含む。			
	配電盤開閉装 置	基礎				
	計器用変成器 装甲開閉装置	2号機 (器)	計器用変圧器及び変流器を同一箱に収めてあるもの。 キュービクル及びメタルクラッドを箱別用途別に区分して整理する。 配電箱内蔵のものは、内蔵機器として機器名数量を記載する。			
断路器	可熔片断路の場合はその旨記載する。鉄製架台は「屋外鉄構」で整理 する。気中開閉器を含む。					
{ 断路器 線路開閉 器	一面を単位とする。計器盤、制御盤、継電器盤、補助盤、計器制御盤 、計器継電器盤、計器・制御・継電器盤等種類別に記載する。					
配電盤						

<p>通信機械装置</p>	<p>無線通信装置</p>	<p>電単多重無線通信装置</p>	<p>多重無線通信装置 空中線鉄塔</p>	<p>鉄製の架台を含む。</p>
	<p>有線通信装置</p>	<p>電単多重無線通信装置</p>	<p>多重無線通信装置 空中線鉄塔</p>	<p>鉄製の架台を含む。</p>
<p>諸機械装置</p>	<p>自動制御装置</p>	<p>自動制御装置</p>	<p>しゃ断器 { がい子型 しゃ断器 油入しゃ断器 空気しゃ断器 磁気しゃ断器</p>	<p>自動制御装置と一体となっている測定装置及び監視装置を含み、配電盤に取り付けられているものを除く。</p>
	<p>屋外鉄構</p>	<p>屋外鉄構</p>	<p>予備電源装置 遠隔制御装置</p>	<p>自動制御装置と一体となっているものを整理する。</p>
<p>諸機械装置</p>	<p>諸機械装置</p>	<p>基礎 鉄構</p>	<p>基礎 鉄構</p>	<p>一式を単位とする。断路器等の鉄製架台を含む。 本節の他の細節に該当しないものを整理する。所内用変圧器を含む。</p>
	<p>諸機械装置</p>	<p>諸機械装置</p>	<p>予備電源装置 誘導電圧調整器 リアクター 中性点接地抵抗器 避雷器 蓄電池 起重機 { 起重機 電動機 諸機器 空気圧縮機 サージアブソーバー トラバース 所内用変圧器 油浄化装置 { 油浄化装置 電動機 給水装置 排水装置 油水分離機 演算装置 その他設備</p>	<p>最初の絶縁油を含む。</p> <p>発電機、変圧器用のものを含み、別置型のものを整理する。</p> <p>避雷器の数量は単脚を（個）、3 個以上を（組）とする。</p> <p>ホイスト類を含む。</p> <p>分電盤、制御盤、配線等品名数量を記載する。</p> <p>ターンテーブル、レールを含む。</p> <p>最初の絶縁油を含む。</p>

諸装置	電力線搬送通信装置	有線通信装置	自動交換装置 給電指令電話装置 ダム間通信線 発電所電話設備 警報専用線 その他設備	分線盤から交換機を經由して電話機までを交換装置で整理する。
	電灯線設備	電力線搬送通信装置	電力線搬送通信装置	
	共有水防無線通信装置	電灯線設備	電灯電力線設備 ダム電灯電力線設備 取水口電灯電力線設備 その他設備	
	通信用電源装置	共有水防無線通信装置	主監視局 中継局 ダム監視局 雨量観測局 水位観測局 警報局 水位警報局 移動無線局 水位・雨量観測局	
	通信電灯電力装置	通信用電源装置	通信用電源装置	発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等であって、上記の各節に該当しないものを整理する。 基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
		電単多重無線通信装置 有線通信装置 電力線搬送通信装置		「通信機械装置」の同細々節に準ずる。以下同じ。

リース資産	修繕試験装置	電灯線設備 共有水防無線 通信装置 通信用電源装 置 修繕試験装置	修理工場設備	修繕又は試験のために据付常備している機器を整理し、工作機器、分析用具、測定試験用具等で可搬性のあるものは、「備品」に整理する。 本節の他の細節に該当しないものを整理する。
	雑装置	雑装置	給水設備 消火設備 道路 沢付替 護岸石垣 橋梁 舟付場 外柵 構内舗装 測水設備 その他設備	
備品	有形リース資産			「建物」で整理されているものを除き、構内全般のもの又は集団住宅全般の用に充てるものを整理する。 同上 「構築物」で整理されない護岸を整理する。防水壁を含む。 幅員2メートル又は長さ5メートル以上のものを整理する。その他のものは「構築物」に含めて整理する。 「建物」等他の目節に整理されるものを除く。
	工具	工具	雑工具類	
無形固定資産	器具及び諸備品	器具及び諸備品	諸機器類 測定試験用器具 雑用器類 厚生用具類 事務用器具	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産を整理する。「無形固定資産」に整理されるものを除く。 備品勘定に整理される物品は、単位資産とみなす。
	車両及び船舶	車両及び船舶	自動車類 船舶	
	電話加入権 水利権 施設利用権 ソフトウェア 無形リース資産			ダム使用権、水利権、電気ガス供給施設利用権、借地権、電話加入権、リース資産等の種類別に細節を設けて整理する。

送電設備

(線路別整理する)

節	細節	細々節	資産単位	備考
土地				「水力発電設備」の同節に準ずる。
建物	送電線用地			「水力発電設備」の同節及びその細節に準ずる。
	鉄筋コンクリート造			
	ブロック造			
	鉄骨造			
	軽量鉄骨造			
	木造			
架空電線路	鉄塔			基礎工事費、建柱費、製柱費、架線費等を含む。 接地線、鉄塔基礎及び支線を含む。
	がいし			電力線及び連絡の線を支持するがい子（架空地線及び添加電話線に使用されるがい子を除く。）を整理する。 バインド線及び架線金具を含む。
保安開閉装置	電線			支持線を含む。
	地線			接続器及び把持クランプを含む。
				開閉装置及び避雷器、保護線、保護網等の安全装置をいう。
				開閉所及び開閉塔の機械装置を含み、開閉塔の鉄塔及び木柱の支持物を除く。
諸装置	保安開閉装置			所内用ケーブルを含む。
	鉄構			
リース資産	雑装置			「水力発電設備」の同節及びその細節に準ずる。
備品				「水力発電設備」の同節及びその細節に準ずる。

業務設備

節	細節	細々節	資産単位	備考
土地				「水力発電設備」の同節及びその細節に準ずる。以下同じ。
建物				
通信機械装置				
諸装置				
リース資産				
備品				
無形固定資産				

附帯事業固定資産

(所別又は設備の種類ごとに整理する)

節	細節	細々節	資産単位	備考
土地				「水力発電設備」の同節及びその細節に準ずる。以下同じ。
建物				
構築物				
機械装置				
通信機械装置				
諸装置				
リース資産				
備品				
無形固定資産				

事業外固定資産

節	細節	細々節	資産単位	備考
土地				「水力発電設備」の同節及びその細節に準ずる。以下同じ。
水源かん養林				
建物				

構築物 機械装置 通信機械装置 諸装置 リース資産 備品 無形固定資産 分収林				
--	--	--	--	--

2 工業用水道事業固定資産

有形固定資産

節	細節	細々節	資産単位	備考
土地	取水用地 浄水用地 送水用地 配水用地			用途別筆別に整理する。
建物	鉄筋コンクリート造	事務所建物 浄水場建物 庁舎建物 公舎建物 附属建物		使用目的に基づき「事務所建物」、「浄水場建物」等の別にそれぞれ名称を冠して整理する。 電気事業固定資産「水力発電設備」「建物」に準じて整理する。
構築物	ブロック造 鉄骨造 軽量鉄骨造 木造			貯水池、浄水池、トンネル、送水管その他土地に定着する土木施設又は構築物を用途別に整理する。
	取水口	取水口	取水口 制水門扉 その他設備	取水口、取水隧道、取水塔及びこれらに附属する設備を整理する。
	導水路	導水路	導水渠 沈砂池 制水扉 その他設備	導水渠、沈砂池（分水井、分水管を含む。）及びこれらに附属する設備を整理する。
	浄水設備	浄水設備	調整池 ポンプ井 沈殿池 雑設備	ポンプ井、調整池、薬品注入池、沈殿池、管弁類及びこれらに附属する設備を整理する。
	送水設備	送水設備		調圧井、送水路及びこれらに附属する設備を整理する。

機械及び装置	配水設備	配水池	調圧井 送水路 { 管路 送水管 隧道 { 隧道 接合井 土捨場	1号送水管、2号送水管……別に整理する。 1号隧道、2号隧道……別に整理する。	
	雑設備	配水管路	配水池本体 着水井 弁扉 バルブ室	配水池、配水路及びこれらに附属する設備を整理する。	
		雑設備	配水管路 管路 配水管及び弁 水管橋 予備資材	配水本管、1号配水管、2号配水管……別に整理する。 本節の他の細節に含まれないものを整理する。	
	自動制御装置	雑設備	給水設備 門及び扉 取付道路 道路 沢付替 雑工事 土捨場 排水設備 整地工事 法面保護工事 水防設備 { 水防擁壁 水防築堤 水防門扉 植樹 その他設備	慰霊碑、境界標等	
			自動制御装置	機械、装置、コンベヤ等の運搬設備及びこれらに附属する設備を整理する。 自動制御装置と一体となっている測定装置及び監視装置を含む。配電盤に取り付けられているものを除く。	
			自動制御装置		
			変電設備	予備電源装置 遠隔制御装置	
	取水設備	取水設備	主要変圧器 配電盤開閉装置 電動機 操作盤 配線配管		

	ポンプ設備	電動機 操作盤 配線配管 発動機 その他設備	ポンプ及びこれに直結し、分離しがたい電動機等の電気設備を含む。
		配電盤開閉装置	
		配電盤開閉装置 配電盤	
	ポンプ設備	配電盤開閉装置 導水ポンプ 送水ポンプ 真空ポンプ 排水ポンプ	
	基礎	基礎	
内燃設備	内燃設備		自家発電のための内燃設備
沈殿池設備	沈殿池設備	予備エンジン	内燃機関に直結された発電機、制御盤、配線管類一式を含む。 沈殿池及び薬品注入室に施設された設備
		アクセレータ ー 攪拌機駆動装置 排泥装置 揚水ポンプ スクレパー駆動装置	
	薬品注入設備	薬品注入設備 計量設備 計器 配電盤 配線配管	
通信電灯電力装置	通信電灯電力装置		建物に附属する電灯電力装置を除く。
		電話設備 外灯照明 計測装置 配電線	
	有線通信装置	自動交換装置	
	通信用電源装置	通信用電源装置	
雑装置			本節の他の細節に含まれないものを整理する。

リース資産		諸機械装置 雑装置	計量装置 起重機 蓄電池 その他設備	電気事業固定資産「水力発電設備」「リース資産」に準じて整理する。 。電気事業固定資産「水力発電設備」「備品」に準じて整理する。
備品				

無形固定資産

節	細節	細々節	資産単位	備考
無形固定資産	電話加入権 水利権 施設利用権 ソフトウェア 無形リース資産			電気事業固定資産「水力発電設備」「無形固定資産」に準じて整理する。

事業外固定資産

節	細節	細々節	資産単位	備考
土地				「有形固定資産」の同節及びその細節に準ずる。以下「備品」まで同じ。 「無形固定資産」の同節及びその細節に準ずる。
建物				
構築物				
機械及び装置				
リース資産				
備品				
無形固定資産				

3 地域振興事業固定資産

事業用固定資産

節	細節	細々節	資産単位	備考
土地				用途別筆別に整理する。
建物	事務所用地 施設用地 その他用地			使用目的に基づき「事務所建物」、「附属建物」等の別にそれぞれ名称を冠して整理する。 電気事業固定資産「水力発電設備」「建物」に準じて整理する。
	鉄筋コンクリート造	事務所建物 附属建物		
構築物	ブロック造 鉄骨造 軽量鉄骨造 木造			
	ゴルフコース	ゴルフコース	ゴルフコース	
	駐車場			駐車場及びこれに附属する設備を整理する。

機械及び装置	給水設備	駐車場	駐車場	散水用給水設備及びこれらに附属する設備を整理する。		
		給水設備	給水設備			
	排水設備	排水設備	排水設備		排水設備及びこれらに附属する設備を整理する。	
		排水設備	排水設備			
	雑設備	雑設備	門及び塀 道路 整地工事 法面保護工 水防設備 植樹 カート置場 船溜施設 外柵 構内舗装 造園 その他設備		本節の他の細節に含まれないものを整理する。	
		ポンプ設備	ポンプ設備		導水ポンプ 送水ポンプ 真空ポンプ 排水ポンプ	ポンプ及びこれに直結し、分離しがたい電動機等の電気設備を含む。
		電気設備	電気設備		その他設備	電動機、変圧器等及び所内配電設備（建物に含むものを除く。）を整理する。
		雑装置	諸機械装置		電話設備 放送設備 テレビ設備 屋外電灯電力 設備 時計設備 浄化設備 その他設備	本節の他の細節に該当しないものを整理する。
			雑装置		その他設備	
	リース資産					電気事業固定資産「水力発電設備」「リース資産」に準じて整理する。
備品				電気事業固定資産「水力発電設備」「備品」に準じて整理する。		
無形固定資産				電気事業固定資産「水力発電設備」「無形固定資産」に準じて整理する。		
	電話加入権 施設利用権 借地権 ソフトウェア					

	無形リース資産			
--	---------	--	--	--

事業外固定資産

節	細節	細々節	資産単位	備考
土地 建物 構築物 機械及び装置 リース資産 備品 無形固定資産				「事業用固定資産」の同節及びその細節に準ずる。以下同じ。

別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第39号（その2）を次のように改める。

別記様式第39号（その2）

請 書 （ 工 事 ）

収入印紙

工 事 の 目 的			
工 事 の 場 所			
契 約 方 法			
請 負 金 額			円
	(消費税及び地方消費税額		円を含む。)
工 期	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
契 約 保 証 金 額			円
<p>1 上記の工事の請負については、設計図書及び指示事項のほか、宮崎県企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）に従い、誠実に履行します。</p> <p>2 その他の契約事項については、宮崎県企業局会計規程第94条に規定する工事請負契約約款の定めるところによります。</p> <p>3 上記の各事項を契約した証として、この請書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 受注者 氏 名 印</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>			

別記様式第39号 (その3) を次のように改める。

別記様式第39号 (その3)

変 更 請 書 (工 事)

収入印紙

工 事 の 目 的	
工 事 の 場 所	
契 約 方 法	
契 約 内 容	別冊変更図面及び仕様書のとおり
増 額 請 負 金 額	増額 減額 (消費税及び地方消費税 円を含む。)
変 更 後 の 工 期 終 期	年 月 日
<p>上記のとおり変更契約したので、この請書を提出します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 受注者 氏 名 印</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>	

別記様式第39号 (その4) を次のように改める。

別記様式第39号 (その4)

請 書 (委 託)

収入印紙

委託業務の目的	
委託業務の場所	
契 約 方 法	
業 務 委 託 料	円 (消費税及び地方消費税額 円を含む。)
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 保 証 金 額	円
<p>1 上記の業務の委託については、設計図書及び指示事項のほか、宮崎県企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）に従い、誠実に履行します。</p> <p>2 その他の契約事項については、土木設計業務等委託契約書の定めるところによります。</p> <p>3 上記各事項を契約した証として、この請書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 受注者 氏 名 印</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>	

別記様式第39号 (その5) を次のように改める。

別記様式第39号 (その5)

変 更 請 書 (委 託)

収入印紙

委託業務の名称	
委託業務の場所	
契 約 方 法	
変 更 内 容	別冊変更図面及び仕様書のとおり
増 額 業 務 委 託 料	増額 減額 (消費税及び地方消費税 円を含む。)
変 更 後 の 履 行 終 期	年 月 日
<p>上記のとおり変更契約したので、この請書を提出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所 氏 名 印</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>	

(裏)

工 事 出 来 形 調 書

請 負 額 _____ 円

前 払 金 _____ 円

1 請負出来形 _____ 円

2 同上9/10額 _____ 円

3 前払金控除額 _____ 円

4 部分払済額 _____ 円

5 支払可能額 _____ 円

別記様式第40号（その2）の次に次の様式を加える。

別記様式第40号（その3）

検 査 調 書 （ 委 託 ）

区 分	副 局 長	課 長	課長補佐	担当リーダー	課 員	取扱者
金 額						
契 約 年 月 日						
受託者住所氏名						
内 訳						
委 託 業 務 名	履 行 期 間	完 了 年 月 日	検 査 年 月 日	検 査 場 所	備 考	
検 査 意 見						
<p>上記のとおり検査しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査員職氏名 印</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>						

別記様式第41号（その1）を次のように改める。

別記様式第41号（その1）

入 札 書 （ 一 般 ）

入 札 金 額						
入札の目的						
引渡の場所						
引渡の期限	年 月 日					
引渡の方法						
入札保証金額						
内 訳						
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考	
<p>上記金額に100分の108を乗じて得た金額をもって納入したいので、設計書、仕様書、契約条項（請書条項）及び企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）並びに指示事項を承知して入札いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 入札者 氏 名 印</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>						

別記様式第41号（その2）を次のように改める。

別記様式第41号（その2）

入 札 書 （ 工 事 ）

入 札 金 額	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで 日間
入札保証金額	
<p>上記金額に100分の108を乗じて得た金額をもって請負したいので、設計書、仕様書、企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）及び工事請負契約約款並びに指示事項を承知して入札いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 入札者 氏 名 印</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>	

別記様式第41号(その2)の次に次の様式を加える。

別記様式第41号(その3)

入 札 書 (委 託)

入 札 金 額	
委託業務の目的	
委託業務の場所	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
入札保証金額	
<p>上記金額に100分の108を乗じて得た金額をもって受託したいので、設計書、仕様書、契約条項(請書条項)及び企業局会計規程(平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号)並びに指示事項を承知して入札いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 入札者 氏 名 印</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>	

別記様式第56号を次のように改める。

別記様式第56号

固定資産除却（申請・報告）書

総務課長 殿

課長 (固定資産管理者)	補佐	担当リーダー (管理主任)	課員	取扱者

関係書面 葉を添えて

下記のとおり（申請・報告）します。

年 月 日

主務課(所)長

資産番号 ・名称	所在地		年
資産科目 ・単位			経過年数
除却の理由			
区分	[物品帳簿原価]	[工費帳簿原価]	数量
固定資産台帳上の価格 (A)	円	円	
除却部分の価格 (B)	円	円	
取得価格残高 (A - B)	円	円	
除却後の処理	1 廃棄処分 2 売却処分	3 貯蔵品倉入 4 その他	ア 再用品 イ 不用品

別記様式第61号を次のように改める。

別記様式第61号

物 品 借 用 書

借用物品名	
数 量	
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	
使用場所	
<p>1 借用物品の引渡し、使用、維持、修繕及び返還に要する費用（使用目的等により特に借用者に負担させることが適当でないものと認めたものを除く。）は、借用者において負担すること。</p> <p>2 借用物品を修繕（軽微な修繕を除く。）その他の物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。</p> <p>3 借用物品について企業局の返還要求があったときは、借用期限到来前であっても直ちに返還すること。</p> <p>4 借用期間が満了し、借用物品を返還する場合において、借用物品に投じた維持費、修繕費等の有益費があっても請求しないこと。</p> <p>5 借用物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。</p> <p>6 借用物品を使用目的以外の目的に使用しないこと。</p> <p>7 借用物品の全部又は一部を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を報告すること。</p> <p>8 借用者の責に帰する理由により借用物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償すること（借用者の負担において原状回復した場合を除く。）。</p> <p>9 借用物品の使用により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。</p> <p>上記の各事項を遵守して借用します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借用者 住 所 氏 名 印</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>	

別記様式第78号を次のように改める。

別記様式第78号

亡 失 損 傷 報 告 書

年 月 日

宮崎県企業局長 殿

所 属 長 印

下記のとおり、亡失損傷事故が発生しましたので報告します。

亡失又は損傷等の内容	内容				
	品 目 等	規 格 等			
	数量	単位	金額又は価額	取得年月日	備考
事故発生（発見） の 状 況	日時	年 月 日 (時 分)			
	場所				
	保管 (使用) 状況				
亡失又は損傷等後 の 処 理 状 況					
年 月 日		所 属 職氏名 印			
所属長 殿					
所 属 長 の 意 見					

附 則

（施行期日）

1 この企業管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

（リース契約に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の企業局会計規程のリース契約に関する規定は、平成26年4月1日以後にリース契約に基づくリース期間が開始された契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について適用し、同日前にリース契約に基づくリース期間が開始された契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行う。

